

法人だより

No. 149



税団協ふれあい写真コンテストより
「多異なふれあい」

(渋川へそ祭り) 写真:小林恒男さん

SNS活用のエチケット

急ピッチで研究進む「人工光合成」
 実用化に向け日本が大きくリード

伸びる企業の条件

1日3食、でないといけないのか

高崎税務署管内 税務協力団体

 一般社団法人 高崎法人会

高崎地区会 渋川地区会 安中地区会 群馬地区会 榛名地区会 松井田地区会 伊香保地区会 箕郷地区会
 吉岡地区会 榛東地区会 子持地区会 倉渕地区会 新町地区会 北橘地区会 赤城地区会 吉井地区会

平成24年度



第4回

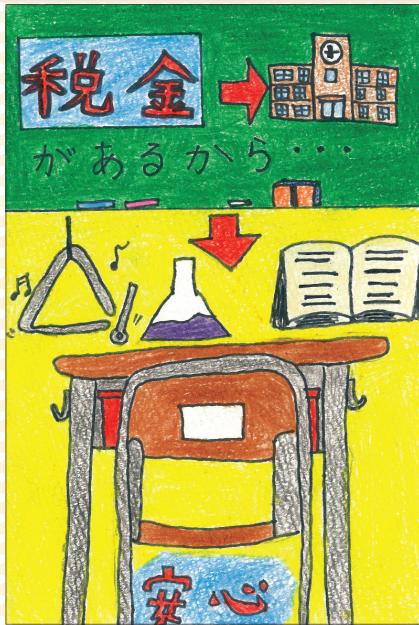
せい 税に かん する

え はがき コンクール

最優秀賞(4点)

高崎法人会女性部会長賞

高崎法人会会長賞



安中市立安中小学校6年 今川華那さん



高崎市立吉井小学校6年 原口萌香さん

関東信越税理士会 高崎支部長賞

高崎税務署長賞



安中市立安中小学校6年 有坂航希くん
(平成24年度卒業生の作品)



安中市立磯部小学校6年 神宮一太くん

※優秀賞作品はP.12に掲載してあります。

法人会は

「正しい納税・健全な経営・社会貢献」

をテーマに活動する全国100万社の経営者の団体です。

いつの時代も「企業」と「税務」は切っても切れない関係であります。

長年、法人会は、正しい納税者の団体として、企業と税務のパイプ役として、また、良き経営者を目指すものの団体として各種事業や社会貢献活動を行っています。

7月

- 所得税の予定納税額の納付(第1期分)
納期限…7月31日
- 所得税の予定納税額の減額申請
申請期限…7月16日
- 固定資産税(都市計画税)の第2期分の納付
納期限…7月中において市町村の条例で定める日
- 6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…7月10日
(年2回納付の特例適用者は、1月から6月までの徴収分を7月10日まで納付)
- 5月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
申告期限…7月31日
- 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…7月31日
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…7月31日
- 11月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
申告期限…7月31日
- 消費税の年税額が400万円超の2月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…7月31日
- 消費税の年税額が4,800万円超の4月、5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(3月決算法人は2ヵ月分)〈消費税・地方消費税〉
申告期限…7月31日

8月

- 個人事業税の納付(第1期分)
納期限…8月中において各都道府県の条例で定める日
- 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第2期分)
納期限…8月中において市町村の条例で定める日
- 7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…8月12日
- 6月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
申告期限…9月2日
- 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…9月2日
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…9月2日
- 12月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
申告期限…9月2日
- 消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人、個人事業者の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…9月2日
- 消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(4月決算法人は2ヵ月分)〈消費税・地方消費税〉
申告期限…9月2日
- 個人事業者の25年分の消費税・地方消費税の中間申告
申告期限…9月2日

9月

- 8月分の源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…9月10日
- 7月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
申告期限…9月30日
- 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…9月30日
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…9月30日
- 1月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
申告期限…9月30日
- 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、10月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…9月30日
- 消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(5月決算法人は2ヵ月分)〈消費税・地方消費税〉
申告期限…9月30日



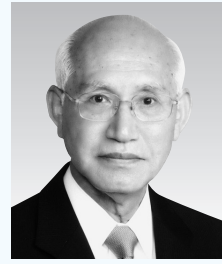
目次

税務カレンダー	1
平成25年度定時総会概要報告	2
平成26年度税制改正に関する提言	5
春の表彰等受賞者紹介	8
経営のヒント	
SNS活用のエチケット	9
伸びる企業の条件	11
小学生の税に関する絵はがきコンクール優秀賞作品紹介	12
部会だより	13
地区会だより	14
会員企業紹介	16
新会員・部会員紹介	17

健康情報『1日3食、でないといけないのか』	18
最近の話題から	
急ピッチで研究進む「人工光合成」	
実用化に向け日本が大きくリード	19
「壁」が見えるか	20
税理士会コーナー	
租税教室	21
経営寸話	22
税務署コーナー	
贈与税の非課税制度のあらまし	23
中高生の「税の作文」を募集	25
お知らせ・表紙説明	26

総会 会長挨拶

要旨



会長
信澤 卓

本日ここに、平成25年度定時総会並びに表彰式を開催するに当たり、公務ご多忙中にも拘わらず、高崎税務署長様を始めご来賓多数のご臨席を賜りまして、心からお礼申し上げます。

また、会員並びに役員の皆様方には、大勢ご出席いただき、総会が盛大に開催できますことに深く感謝申し上げます。

高崎法人会は、本年4月1日から新たに、営利を目的としない一般社団法人としてスタートいたしました。新法人移行に当たりましては、皆様方にご支援、ご協力を賜りましたことを改めて厚くお礼申し上げます。

さて、平成24年度の当法人会の運営並びに事業活動は、税務当局をはじめ関係

諸団体等のご援助と会員並びに役員皆様の深いご理解とご協力により、滞りなく予定通り遂行できましたことに、衷心よりお礼申し上げます。

当法人会は、群馬県9法人会の中で最大の団体であり、地域も広範囲ですので、会員相互の更なる結束を図り、税の提言活動、公開講演会、租税教育などを積極的に行ってまいりました。

また、更に多くの法人を会員として迎え入れるため、増強運動を展開してまいりました。厳しい経済環境の影響等により苦慮しましたが、執行部役員はもとより各地区会、部会、事務局が一丸となつて会員増強に取り組んでいただきました。

更に、税務当局、税理士会、生損保3社にも、入会勸奨にご尽力いただきました。関係各位のご協力に心より厚くお礼申し上げます。

今年は、新法人に移行し、大きな展開期を迎えました。この情勢の変化に対応し、会員以外の方にも積極的に、当法人会活動を周知してまいりたいと考えております。

その一環として、広報紙「法人だより」や「ホームページ」の更なる充実と会員以外の方も対象にした公開講演会や街頭広報などを計画しております。

また、「ふれあい写真コンテスト」など地域に密着した社会貢献活動や小学生を対象にした「租税教室」や「絵はがきコンクール」などの租税教育活動にも積極的に取り組んでまいります。

新法人のスタートの年になります。企業や経営者「と」税務署をはじめとする税務当局を結ぶ組織として、税務署、県、市町村など、より一層の協調を図り、税の啓発活動などを通じ、企業や地域社会の更なる発展に努めて、身近で信頼される魅力ある法人会づくりのため、取り組んで参る所存でございますので、皆様の旧に倍するご理解とご協力をお願いいたします。

結びに会員企業のご繁栄並びに、ご参会各位のご健勝とご多幸をご祈念申し上げます。開会の挨拶とい

総会概要報告

平成二十五年度一般社団法人高崎法人会 定時総会が、去る五月二十八日（火）午後四時より、高崎ビューホテルにて、ご来賓並びに会員・役員約二四〇人の参加により開催されました。



▲信澤会長

○議案を承認

議案第一号

平成二十四年度収支決算承認の件

（24年度収支決算に関する監査報告）

議案第二号

役員の一部変更承認の件
以上二議案が上程され、いずれも原案どおり承認されました。

○報告事項

- ①平成二十四年度事業報告
- ②平成二十五年度事業計画



○表彰式

議事終了後、表彰式が行なわれ、役員功労者表彰、組織充実功労地区会表彰、組織充実功労者表彰、会員増強目標達成賞、厚生制度推進功労者感謝状贈呈、優良經理担当者表彰を行いました。

及び収支予算
※議案の概略については三・四頁参照。
※皆様にご承認いただきました議案及び報告事項につきましては、高崎法人会ホームページの情報公開資料のページにて適宜掲載してまいります。

表彰・感謝状受賞者紹介

◎役員功労者表彰(9名)

小野喜一(高崎)、小野里克巳(高崎)、竹中隆(高崎)、矢澤敏彦(高崎)、鳥山サカ江(渋川)、戸塚宣敏(榛名)、高橋秀樹(伊香保)、箕輪洋(新町)、白井博(吉井)

◎役員功労者感謝状(11名)

飯野茂(高崎)、岸真義(高崎)、小林弘(高崎)、丸山勲(高崎)、三村充弘(高崎)、矢代孝子(渋川)、布施隆司(松井田)、勝野昇(吉

◎組織充実

岡、追川清(倉渕)、星野光男(北橋)、新井宣壽(赤城)

◎功労地区会表彰(5地区会)

「5年連続70%台維持」
松井田地区会、伊香保地区会、箕郷地区会、榛東地区会

◎「70%台達成」

榛名地区会

◎会員増強目標達成賞

(2地区会1支部)
榛東地区会、吉井地区会、高崎地区会塚沢支部、

◎組織充実功労者表彰(5名)

「会員増強功労5社以上」

◎厚生制度

高橋正光(税理士会)、中野隆二(税理士会)

◎推進功労者感謝状(5名)

「会員増強功労3社以上」
竹内功(高崎)、横田貞一(高崎)、小林明(吉井)

◎優良経営担当者表彰(22名)

堀坂恵(大同生命)、山内絹子(大同生命)、田野内正喜(AIU)、斎藤秀実(AIU)、代田晴善(AFLAC)

◎「特別表彰」

浅見八重子(高崎)、設楽正史(高崎)、森口利恵(高

崎)、富田左知子(高崎)、蒲原真澄(高崎)、林光徳(渋川)、吉田寛子(渋川)、竹内珠代(安中)、横田幸子(榛名)、加藤洋(榛名)、原田和典(榛名)、津久井有紀(箕郷)、高橋智子(吉井)

◎「一般表彰」

加部庸子(高崎)、谷口祐子(高崎)、星野泉(高崎)、笹沢さち子(高崎)、星野真由美(渋川)、町田由香梨(渋川)、堀口恵子(安中)、金井千秋(榛名)、松島由美(吉井)

(地区会別・五〇音順 敬称略)

◎高崎税務署長、税理士会高崎支部長が祝辞

ご臨席いただいた多数のご来賓を代表して、佐藤税務署長、石井税理士会高崎支部長よりご祝辞を頂戴しました。

貸借対照表

—平成25年3月31日現在—

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
普通預金	4,740,371	4,722,462	17,909
前払金	7,221,443	7,056,488	164,955
流動資産合計	11,961,814	11,778,950	182,864
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	7,000,000	8,312,287	△ 1,312,287
基本財産合計	7,000,000	8,312,287	△ 1,312,287
(2) 特定資産			
社会貢献活動引当資産	700,125	500,000	200,125
周年行事引当資産	4,562,415	4,561,198	1,217
地区会・部会引当資産	5,715,093	6,795,883	△ 1,080,790
退職給付引当資産	3,307,538	2,906,837	400,701
財政調整引当資産	2,500,000	2,500,000	0
特定資産合計	16,785,171	17,263,918	△ 478,747
(3) その他固定資産			
什器備品	62,763	62,763	0
電話加入権	155,784	155,784	0
保証金	2,299,000	2,299,000	0
その他固定資産合計	2,517,547	2,517,547	0
固定資産合計	26,302,718	28,093,752	△ 1,791,034
資産合計	38,264,532	39,872,702	△ 1,608,170
II 負債の部			
1. 流動負債			
預り金	305,925	275,466	30,459
流動負債合計	305,925	275,466	30,459
2. 固定負債			
退職給付引当金	3,307,538	2,906,837	400,701
固定負債合計	3,307,538	2,906,837	400,701
負債合計	3,613,463	3,182,303	431,160
III 正味財産の部			
1. 基金			
基金	0	0	0
2. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
3. 一般正味財産			
(1) 代替基金	0	0	0
(2) その他一般正味財産	34,651,069	36,690,399	△ 2,039,330
一般正味財産合計	34,651,069	36,690,399	△ 2,039,330
正味財産合計	34,651,069	36,690,399	△ 2,039,330
負債及び正味財産合計	38,264,532	39,872,702	△ 1,608,170



▶石井支部長



▶佐藤税務署長

平成25年度収支予算書

—自平成25年4月1日～至平成26年3月31日—

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	5,000	5,000	0
特定資産運用益	5,000	5,000	0
受取会費	31,000,000	31,500,000	△ 500,000
事業収益	930,000	759,000	171,000
受取補助金等	16,660,000	16,151,000	509,000
受取負担金	10,345,000	10,503,000	△ 158,000
雑収益	1,460,000	1,494,000	△ 34,000
【経常収益計】	60,405,000	60,417,000	△ 12,000
(2) 経常費用			
事業費	57,530,470	56,120,910	1,409,560
(税の啓発活動費)	7,463,000	7,625,000	△ 162,000
(税務経営支援事業)	423,000	173,000	250,000
(地域社会貢献事業)	4,881,000	3,575,000	1,306,000
(福利厚生制度推進事業)	190,000	190,000	0
(会員増強事業)	475,000	400,000	75,000
(会員支援事業)	600,000	600,000	0
(地区会・部会支援事業)	21,762,000	22,270,000	△ 508,000
按分共通費用	217,36470	21,287,910	448,560
管理費	7,319,530	8,479,090	△ 1,159,560
【経常費用計】	64,850,000	64,600,000	250,000
【当期経常増減額】	△ 4,445,000	△ 4,183,000	△ 262,000
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
【経常外収益計】	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
【経常外費用計】	0	0	0
【当期経常外増減額】	0	0	0
【当期一般正味財産増減額】	△ 4,445,000	△ 4,183,000	△ 262,000
【一般正味財産期首残高】	32,507,000	36,690,399	△ 4,183,399
【一般正味財産期末残高】	28,062,000	32,507,399	△ 4,445,399
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	15,160,000	14,720,000	440,000
一般正味財産への振替額	15,160,000	14,720,000	440,000
【当期指定正味財産増減額】	0	0	0
【指定正味財産期首残高】	0	0	0
【指定正味財産期末残高】	0	0	0
III 正味財産期末残高	28,062,000	32,507,399	△ 4,445,399

平成24年度正味財産増減計算書

—自平成24年4月1日～至平成25年3月31日—

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	2,801	3,204	△ 403
特定資産運用益	2,043	2,383	△ 340
受取会費	30,951,000	31,717,895	△ 766,895
事業収益	913,500	884,000	29,500
受取補助金等	16,635,089	16,693,600	△ 58,511
受取負担金	8,445,930	8,892,000	△ 446,070
雑収益	1,414,740	1,533,573	△ 118,833
【経常収益計】	58,365,103	59,726,655	△ 1,361,552
(2) 経常費用			
事業費	52,248,297	54,766,848	△ 2,518,551
(税の啓発活動費)	6,810,809	6,546,474	264,335
(税務経営支援事業)	180,650	0	180,650
(地域社会貢献事業)	2,356,200	4,120,716	△ 1,764,516
(福利厚生制度推進事業)	0	249,002	△ 249,002
(会員増強事業)	94,080	56,725	37,355
(会員支援事業)	658,682	812,702	△ 154,020
(地区会・部会支援事業)	22,675,760	23,568,630	△ 892,870
按分共通費用	19,472,116	19,412,599	59,517
管理費	8,156,136	7,326,107	830,029
【経常費用計】	60,404,433	62,092,955	△ 1,688,522
【当期経常増減額】	△ 2,039,330	△ 2,366,300	326,970
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
【経常外収益計】	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
【経常外費用計】	0	0	0
【当期経常外増減額】	0	0	0
【当期一般正味財産増減額】	△ 2,039,330	△ 2,366,300	326,970
【一般正味財産期首残高】	36,690,399	39,056,699	△ 2,366,300
【一般正味財産期末残高】	34,651,069	36,690,399	△ 2,039,330
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	14,820,200	14,909,700	△ 89,500
一般正味財産への振替額	14,820,200	14,909,700	△ 89,500
【当期指定正味財産増減額】	0	0	0
【指定正味財産期首残高】	0	0	0
【指定正味財産期末残高】	0	0	0
III 正味財産期末残高	34,651,069	36,690,399	△ 2,039,330

企業のために、
経営者とともに。



DAIDO 大同生命

群馬支社/前橋市南町3-9-5 TEL 027-223-5260

平成26年度税制改正に関する提言

高崎法人会・税制委員会では会員の声を基に平成26年度向け税制改正に関する提言を取り纏めました。

この提言は、群馬県法人会連合会、全国法人会総連合を経て、全国100万社の法人会会員企業の声として取り纏められます。

(なお、全法連が取り纏めた提言は次号に掲載いたします。)

また、高崎法人会税制委員会では、会員の皆様の税制に関するご意見等を随時募集しております。高崎法人会事務局までFAXまたは郵便でお寄せ下さい。

1、はじめに 日本の基盤である中小企業の再生と活性化のために

自民党安倍政権下のいわゆるアベノミクスにより、大きく舵を切った日銀が行った異次元の金融緩和と政策の結果が想定を上回る株高・円安効果をもたらした。海外市場に依存する大手企業を中心に我が国経済の景況感の浮揚は、マスコミ効果もあり一気に広がりつつある。

しかし、我が国は、重要な基盤となる資源を海外に依存しているため、急速な円安で、企業にとっては原材料等の輸入物資の高騰を招いている。毎日の食卓にある冷凍食品、小麦等々輸入に頼った生活物資のほとんどは値上がりしているが、給与等は上がらず、中小企業においては、価格転換

もできずに置き去りにされている側面を忘れてはならない。

アベノミクスによる景況感とは裏腹に、わが国の財政状況や中小企業が置かれる厳しい状況は変わっていない。原発事故に伴う環境汚染や瓦礫処分等東日本大震災の復旧・復興の問題、消費税の増税や、厳しさが続く雇用情勢など問題は山積みで、今後の景気動向は、依然として予断は許されない状態である。

経済の停滞に追い討ちをかけるような少子高齢化、人口減少が到来しつつあり、歳出・歳入両面からの改革を通じた財政健全化は喫緊の課題である。

この景況感をバブル経済にするのではなく実態の伴った形で、日本の基盤である中小企業の再生と活性化につなげるべきである。地域経済・中小企業の再興は、国の存亡にかかわることであり、中小企業やそこで働く人々に満足な利益や

収入がなければ、増税や安定した社会保障などの議論はできないはずである。地域経済の再興、中小企業の再生・活性化こそが、日本経済の再生・活性化につながる。増税や安定した社会保障を受け入れる社会と成り得る。

その上で、公平・中立かつ簡素な税制に速やかに移行し、努力した人が報われる税制、真面目な納税者が評価され、尊敬される社会をつくるべきである。

2、総論

(1) 行財政改革

厳しい経済状況にあるにもかかわらず、国民には震災復興と社会保障制度の財源確保のためには負担増もやむなしとの考え方もあるが、これは国・地方においてぎりぎりまで行財政改革が行われることを前提としている。

しかし、改革の取組みは極めて不十分である。国民に

痛みを求める前に「まず隗より始めよ」の認識の下、自ら身を削る覚悟を明確に示すことが出発点となろう。

直ちに、以下の諸施策について期限を定めて改革を断行するよう求める。

- ① 国・地方における議員定数の削減、歳費の抑制
- ② 国・地方公務員の人員削減、人件費の抑制
- ③ 特別会計と独立行政法人などの見直しによる無駄の削減
- ④ 民間活力を阻害する各種規制を改廃し、民間にできることは民間に任せ成長につなげる。
- ⑤ 既得権益構造に根ざす『官』から『民』への天下り人事等の禁止

(2) 安定した

社会保障制度の確立

国、地方を通じて徹底した行政改革の推進を實行しつつ、国民に安心を与える社会保障制度を確立すべきである。

財源等については、広く

国民で負担すべき事であるが、担税能力等にも配慮すべきであるし、増税については、政府が信頼に値するか否かが鍵となる。信頼を取り戻すには、議員及び官・行政組織が、国民の付託に応える改革を断行する事につぎる。

3、各論

「法人税関係」について

国内の雇用確保と経済活性化に資するため、法人課税実行税率を引き下げることに。

(3) 中小企業の法人税率の軽減

大企業とは環境の異なる中小企業であるがゆえ、
① 現行8百万円の軽減税率適用所得金額を4千万円

程度に引き上げ、現在15%（時限的）の軽減税率を更に一段と引き下げる。
② 最高税率も国際競争力強化策として、近隣諸国並みの法人実効税率に引き下げる。

③ 中小企業が元気の出る税制にすべきである。

(4) 不良債権の損金算入

不良債権の実態に応じ、最大99%までの損金算入を認めるべきである。

(5) 冠婚葬祭費等

社会通念上、通常必要とされる冠婚葬祭費等に際して支出する祝金・香典・花輪等は中小企業にとっては広

告費的要素が強いので損金算入を認めるべきである。また、その支出の目的に応じて社会通念上必要と認められる祝い金、香典等又は受領者側で益金に計上される事によって二重課税となるものについては、交際費課税の範囲から除外すべきである。

(6) 相続税

努力した人が報われ、承継者が意欲を持つて事業承継が出来るようにするため、事業承継に関わる事業承継者（相続人）の相続税の軽減措置を講ずること。

「事業承継関係」について

(6) 相続税

努力した人が報われ、承継者が意欲を持つて事業承継が出来るようにするため、事業承継に関わる事業承継者（相続人）の相続税の軽減措置を講ずること。

(7) 事業承継税制

新たな事業承継税制が創設されたが、要件等が硬直的である為、適用しにくいので、実態に即した要件設備が必要である。

欧州主要国では相続税体系は多様なが、事業承継税制を優先させる考え方は一致している。わが国でも中小企業の活性化を目的に「事業用資産を一般資産と区分し、事業用資産の課税を軽減又は免除する」本格的な事業承継税制の創設を求めらる。

「事業承継時の未上場株式の評価方法について」中小企業の未上場株式の評価方法を見直すべきである。経営権の安定した承継のためにも「払い込み金額による評価（旧額面）」とすべきである。

(8) 事業承継時の未上場株式の評価方法について

中小企業の未上場株式の評価方法を見直すべきである。経営権の安定した承継のためにも「払い込み金額による評価（旧額面）」とすべきである。

(9) 相続・贈与による取得資産の取得価格について

相続人や贈与を受けた者が相続、贈与によって取得した資産（土地・建物・有価証券他）の取得価格は、相続税、贈与税を計算した時点の評価額とすべきである。

「その他」

(10) 消費税

中小企業者にとって、短期間で税率を上げるとは過重な費用と事務の負担をさせることになるため一定の救済措置が必要である。特に、取引相手から、仕入代金の減額、買いたたき、購入の強制等、増税分を適正に価額に転嫁できないことの無いよう、必要に応じた監視や措置が求められる。

今後、消費税制度の充実と信頼を確保していくためには、一層の課税の適正化に向けた取組みが求められる。そのため、簡易課税のみなし仕入率や事業者免税点制度などについても再度検討する必要がある。

(11) 二重課税の廃止

酒税・ガソリン税と消費

(2) 法人所得課税

産業の空洞化を防ぎ、かつ

税等、二重課税は、速やかに廃止すべきである。

(12) 個人所得税

累進税率区分や諸控除の見直し、均等割の創設等、個人所得課税を抜本的に見直すべきである。

(13) 年金課税の廃止

老後の安定のための年金である。老後の生活保障を自助努力に頼る面は多いが、更に年金に課税されたのでは何の為の年金か。年金課税を速やかに廃止すべきである。

(14) 少子化対策

少子化対策として、結婚や出産に対する税制上の支援策を創設すべきである。

(15) 印紙税の廃止

現在の経済取引は、事務処理の機械化、取引形態の変化により作成される文書の形式や内容が変化し、電子決済、ペーパーレス化等が進み、電子契約等は非課

税であることなど、文書課税としての印紙税には不合理・不公平な現象が生じている。

大企業と下請け構造となつている中小零細企業間では発注側と受注側では取引文書の取扱いにより課税に大きな偏りが生じており、公平・中立性に欠ける。

また、印紙税は、所得、資産の保有、消費のいずれにも該当せず、その点でも特異であり、時代錯誤的な税目となつており、印紙税は廃止されるべきである。

「地方税関係」について

(16) 固定資産税の見直し

全国的に地価が下落している実勢から見て、税負担が重い。早期に固定資産税、都市計画税の抜本的な見直しを実現してほしい。

また、時価の算定は収益還元方式を重視して算定を見直すように改めるべきである。

(17) 事業所税

① 事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止を求めらる。

② 中核都市（人口30万人以上）等だけに課税され、課税対象となる基準等が不平等であるため廃止を求めらる。

(18) 外形標準課税

経済の波をかぶりやすい中小零細企業には大きな負担増となる外形標準課税は資本金1億円以下の企業には課税すべきではない。

「電子申告・電子納税」について

(19) e-Tax(イータックス)とe-ETA(エルトックス)

① 既得権益となつている省庁間の垣根を取り払い、国税と地方税を同じシステムで電子申告・納税できるように、e-Taxとe-ETAの規格を

統一すべきである。

② さらなる利用促進に向けて、インセンティブとしての法人・個人に対する恒常的な税額控除制度等の創設を求めらる。

「共通番号制度」について

(20) 共通番号制度

共通番号制度は、ドイツでは人格権の侵害の認識で不採用、イギリスでは人権侵害などを理由に廃止(2010年)等されている制度であることを踏まえ、え、公平で効率の良い社会保障制度の基盤として、納税や年金、医療などに関する手続きの簡素化、事務の効率化による行政コストの削減などにつなげ、行き過ぎた管理社会・管理国家にならないことを望む。

また、データの漏えいやシステムの管理等、徹底したセキュリティ対策が必要である。

ご入会をご希望の方は法人会事務局までお問い合わせください。

法人会は「健全な経営」「正しい納税」「社会貢献」をテーマに活動をすすめる全国100万社の、会員組織です。



社団法人高崎法人会 事務局
TEL: 027-363-4526
http://www.takasaki-hojinkai.com/

春の表彰等受賞者紹介

(表彰等の荣誉に浴された役員の皆様を
ご紹介いたします。(敬称略・順不同))

群馬県総合表彰

信澤 卓



会長
信澤工業㈱

皆様の法人会活動へのご理解とご協力によりこの度、高崎法人会会長として、税務分野にて群馬県総合表彰を頂戴することが出来ました。今後も会員皆様の期待に応えるべく、会の発展と社会貢献に取り組んで参る所存でございますので、変わらぬご理解とご協力をお願いいたします。

全法連功労者表彰

信澤 卓



会長
信澤工業㈱

立見 壽士



副会長
活性化委員長
㈱立見労務管理事務所

兵藤 和男



理事
子持地区会長
㈱兵藤工務店



県法連功労者表彰

鳴方 徳郎



副会長
広報委員長
㈱テクノアート

市川 悟



理事
高崎地区会倉賀野支部長
I P F ㈱

豊泉 幸雄



理事
高崎地区会中央支部長
㈱豊田園

今成 克之



理事
今成運送㈱

静 朋人



参事
㈱並木

萩原 義人



参事
榛名木材工業㈱

城田 進



群馬地区会理事
㈱ビルメン群馬

南 篤



榛東地区会顧問
南榛工業㈱



法人会のビジネスガード
Business Guard Series



会員企業をサポートする

AIUのリスクソリューション

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

お問い合わせ先

AIU 損害保険株式会社 群馬支店

〒371-0805 群馬県 前橋市南町3-9-5 大同生命前橋ビル 6F
代表:027-223-5771 FAX:027-223-6094

ここに気を
つけよう!

ソーシャル・ネットワーキング・サービス

SNS活用のエチケット



中小企業診断士 大森 渚

ここ7、8年の間に、FacebookやTwitter、mixi、Google+等のSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）がすっかり一般化しました。

また、新しいSNSも次々と登場し、現在では各SNS間でのユーザーの争奪戦が激化しています。

SNSの普及は、私たちのコミュニケーションのあり方に革命を起こしたと言っても過言ではないかもしれません。

人と人、人と企業の心理的な距離が近くなり、誰と誰がつながりを持っているかが目で見えて分かるようになりました。

また、情報伝達や情報拡散のスピードも、桁違いに早くなりました。

SNSは、上手に使えば

人間関係を豊かにし、ビジネスの可能性を広げることのできるものだと思います。

実際に、SNSを利用して知名度や集客力を上げた方も数多くいます。とはいえ、SNSは諸刃の剣のようなもので、良くない使い方をするれば、ご自身のイメージを下げたり信頼を失ってしまったりする可能性も多分にあります。

SNSと上手にお付き合いするにはどのようなすべがよいのでしょうか？

今回は、うっかりやってしまいがちなSNSの良い使い方を紹介し、どのようにすればより効果的な使い方ができるかをお伝えしていければと思います。

「よくない使い方①」 誰とでもつながりを持つ

SNSを使い始めたばかり

の方が陥りがちなのが、「誰とでもつながりを持つてしまう」ことによる失敗です。

Twitterのフォローは、「あなたの投稿を読みたい」という一方的な意思表示ですので、誰彼構わずフォローしたとしても相手に迷惑をかけることはほとんどありません。

しかし、FacebookやGoogle+の友達申請は、性質が全く異なります。友達申請は、Twitterのフォローとは違い、相手の承認を必要とするものですので、承認するにせよ拒否するにせよ相手にも多少の心理的負担がかかります。

なので、FacebookやGoogle+では、面識のない方に友達申請をするのはできる限り避けた

ほうがいいでしょう。

実際に、私も面識のない方から友達申請をいただくことがよくあるのですが、あまり嬉しいものではありません。

それどころか、「私が忘れていただけで、もしかしたらお会いしたことのある人なのだろうか？」と余計な不安も生じてしまいます。

相手をきちんと選ばずにつながりを持つのは、リアルの世界で自分と仲のいい友人との関係を損なう危険性もあります。その友人がふとあなたの「友達一覧」を見た場合、わけのわからないアカウントばかりの中にその友人のアカウントがあったら：決して気持ちの良いものではないと思います。

友達申請を送るにも承認するにも、自分の中で一定のルールを決めることが肝心です。

「よくない使い方②」 不用意に一斉メッセージを送る

携帯やパソコンのメール

を使う方なら誰でも経験があると思いますが、こちらの都合を考えずに一斉に送ったメールは、あまり嬉しいものではありません。

何らかの形で一斉送信したことが明らかにされていればまだいいのですが、自分一人に送ったように見せて実は一斉送信しているメールの中にはあり、私はたまに違和感を覚えます。

SNSの世界でもそれは同様で、Twitterのダイレクトメール機能やFacebookのメッセージ機能を使って一斉送信をする際には、十分な注意をする必要があります。

一斉送信自体は悪いことではありませんし、効率性の関係で仕方が無いこともあるでしょう。ただし、その内容が明らかな宣伝の場合には、心地よく感じない人がいるのも確かです。

これはSNSに限ったことではないかと思いますが、友人あてに宣伝メールを送る際には、一斉送信であることを明らかにする一言や、個々の友人あてのメッセー

ジを入れる等の配慮が必要です。

**【よくない使い方③】
情報を鵜呑みしてしまう**

最近、SNS上で最も問題視されていることの一つに、「デマの拡散」があります。

東日本大震災の時に、特定の地域に対する風評や誤った救援依頼情報がTwitterを通して広がったのは有名ですが、現在でも、日々根拠のない情報がSNS上で飛び交っています。

こういったデマには、実害のあるものや実害のないものが様々ですが、実害のあるなしに関わらず脅かされるのは、情報を拡散させた者の信頼性です。

あなたが拡散させた情報が偽の情報だった場合、友達からは「すぐ情報を信じる騙されやすい人」という評価を受けるでしょう。

さらに、あなたが何らかの知識を売り物にしている事に就いている場合、根拠のない情報を鵜呑みにしたということが、あなた自

身のブランド低下にもつながりかねません。

Twitterの「リツイート」、Facebookの「シェア」等、情報を拡散させやすい機能を使う時には、その情報が確かなものかどうか、まずは疑う姿勢を持ちましょう。

**【よくない使い方④】
SNS上でマイナスの感情を発散してしまう**

SNSで投稿をしている時、ほとんどの人は自宅のパソコンか携帯電話に向かっています。

そのため、どうしても「独り言をつぶやいている」気分になってしまい、その投稿が、不特定多数の人に読まれていくという意識が希薄になりがちです。

そのため、仕事やプライベートで嫌なことがあったとき、SNS上でマイナスの感情を発散してしまう方も少なくありません。

もちろん、通常の社会生活を送っていれば、誰しも嫌な気持ちになることはあります。

マイナスの感情を発散するのは、その人の長い人生のうちほんの一部にしかすぎませんが、たまたまその投稿だけを見た人にとっては、その人とその投稿はイコールになってしまいません。それは非常にもったいないことですよね。

それだけではなく、あなたの友人や仕事のパートナーも、「なんだか後ろ向きな人だなあ」「自分の感情をコントロールできないのか」と、あなたを評価することにもなりかねません。

SNS上で感情面のごとを表現するときは、その投稿がどのような影響をおよぼすのか考えてから投稿しましょう。

**【よくない使い方⑤】
うっかり情報流出を
してしまう**

SNSの一番の危険性は、「ついつい」個人情報や営業秘密を流出してしまう可能性があることです。

個人情報の面では、他人が写った写真をSNS上で

公開する時には十分に注意しましょう。

個人情報で最もトラブルになりやすいのは、他人が写っている写真を無断で公開してしまった場合です。

SNSの普及とともに一般の方がWeb上に写真を公開するのが一般的になってきてはいますが、自分の写真を公開したくない方も少なからずいます。

集団で写っている写真を公開するときは、必ず全員の確認を取ってからにしましょう。他人の名前を投稿に入れる場合も、同様の配慮が必要です。

また、営業秘密の面では、会社の機密情報がSNS上でもれてしまわないように注意しましょう。

多くのSNSは、IDとパスワードさえわかれば誰でも見られる可能性があるものです。

Facebookのメッセージ機能、Twitterのダイレクトメール機能など、相手にダイレクトに情報伝達できる手段であっても、セキュリティはあま

り高くならないことを常に意識しなければなりません。

SNS上で会社の機密情報をやり取りするのは極力避けたほうが良いでしょう。

このように、インターネット、特にSNSを使いこなすには、さまざまなエチケットがあります。その多くは、リアルの世界のエチケットと共通するものもありません。インターネットの世界は自由でフラットで、一見何でも許されるように見えますが、リアルの世界で許されないことは基本的にインターネットの世界でも許されないのではないのでしょうか。

「これは大丈夫かな？」と思ったら、「これはリアルの世界ではOKなのか？」と一度考えてみることをおすすめします。そうすれば、おのずから答えは出てくるはずです。

インターネットやSNSを使ってご自身の生活をさらに豊かにするために、エチケットを守った使用心がけてください。



伸びる企業の条件

(株)YKリーダーズコンサルティング
代表取締役 柳澤 一夫

『日本でいちばん大切にしたい会社』の著者で知られる法政大学大学院の坂本光司教授が、過去40年間にわたって、企業の現場を調査研究・分析をした6500社の中で、好不況に関係なく立派な業績を安定的に上げ続けている企業が約2割、好況だと利益は出るが不況だと赤字になる景気連動型企業が2割、残り6割が好況でも不況でも赤字の会社という結果だったそうです。

環境に振り回されず、独自の道歩んで安定して利益を出し続けることは、どの企業も理想とするところです。が、なぜそううまくいかないのか。ここを考えてみたいと思います。

好調安定企業には、ひとつの共通点があります。それは、「ライバルとバツティングしない」やり方を、どこかで貫いているということ。

たとえば、特定の分野では競争見積書を発行しない、言葉を変えれば顧客から相見積りを要求されない商品を持つ、俗にいう「オンリーワン商品」を持っている、ということですが。

本来、価格競争は資本力や設備力のある大企業がやるべき分野であり、中小企業は非価格競争分野で足場を築くことです。なんとしても、こんなことを書くと、「商売ってそんなに簡単じゃない。いつべんやっつてごらん」

好調安定企業には、ひとつの共通点があります。

という声が聞こえてきそうですが、それができるかどうかということではなく、これが客観的な事実です。

背景にある考え方は、「景気や流行は追わない」、「好不況に関係なく人材を確保し続ける」、「経営スタンスとして『業績』より『継続すること』を重視する」などでしょう。

調安定企業に近づくための条件は、「つまづいても、前に進み続けられること」の一点だと思っています。

たたとえば、特定の分野では競争見積書を発行しない、言葉を変えれば顧客から相見積りを要求されない商品を持つ、俗にいう「オンリーワン商品」を持っている、ということですが。

背景にある考え方は、「景気や流行は追わない」、「好不況に関係なく人材を確保し続ける」、「経営スタンスとして『業績』より『継続すること』を重視する」などでしょう。

これが大企業にはない強みです。考えてみれば、現在名のある大企業も、最初は皆ベンチャー企業。

調安定企業に近づくための条件は、「つまづいても、前に進み続けられること」の一点だと思っています。

たたとえば、特定の分野では競争見積書を発行しない、言葉を変えれば顧客から相見積りを要求されない商品を持つ、俗にいう「オンリーワン商品」を持っている、ということですが。

背景にある考え方は、「景気や流行は追わない」、「好不況に関係なく人材を確保し続ける」、「経営スタンスとして『業績』より『継続すること』を重視する」などでしょう。

これが大企業にはない強みです。考えてみれば、現在名のある大企業も、最初は皆ベンチャー企業。

調安定企業に近づくための条件は、「つまづいても、前に進み続けられること」の一点だと思っています。

たたとえば、特定の分野では競争見積書を発行しない、言葉を変えれば顧客から相見積りを要求されない商品を持つ、俗にいう「オンリーワン商品」を持っている、ということですが。

背景にある考え方は、「景気や流行は追わない」、「好不況に関係なく人材を確保し続ける」、「経営スタンスとして『業績』より『継続すること』を重視する」などでしょう。

これが大企業にはない強みです。考えてみれば、現在名のある大企業も、最初は皆ベンチャー企業。

調安定企業に近づくための条件は、「つまづいても、前に進み続けられること」の一点だと思っています。

たたとえば、特定の分野では競争見積書を発行しない、言葉を変えれば顧客から相見積りを要求されない商品を持つ、俗にいう「オンリーワン商品」を持っている、ということですが。

背景にある考え方は、「景気や流行は追わない」、「好不況に関係なく人材を確保し続ける」、「経営スタンスとして『業績』より『継続すること』を重視する」などでしょう。

これが大企業にはない強みです。考えてみれば、現在名のある大企業も、最初は皆ベンチャー企業。

調安定企業に近づくための条件は、「つまづいても、前に進み続けられること」の一点だと思っています。

たたとえば、特定の分野では競争見積書を発行しない、言葉を変えれば顧客から相見積りを要求されない商品を持つ、俗にいう「オンリーワン商品」を持っている、ということですが。

背景にある考え方は、「景気や流行は追わない」、「好不況に関係なく人材を確保し続ける」、「経営スタンスとして『業績』より『継続すること』を重視する」などでしょう。

これが大企業にはない強みです。考えてみれば、現在名のある大企業も、最初は皆ベンチャー企業。

調安定企業に近づくための条件は、「つまづいても、前に進み続けられること」の一点だと思っています。

優秀賞作品（6点）



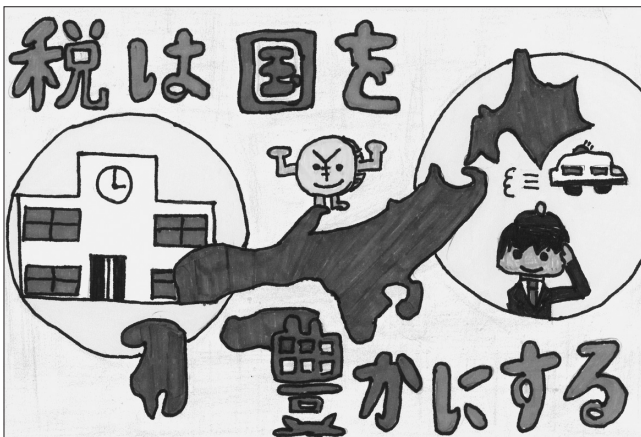
高崎市立北小学校6年 筒井聖士くん

第4回小学生の税に関する
絵はがきコンクール

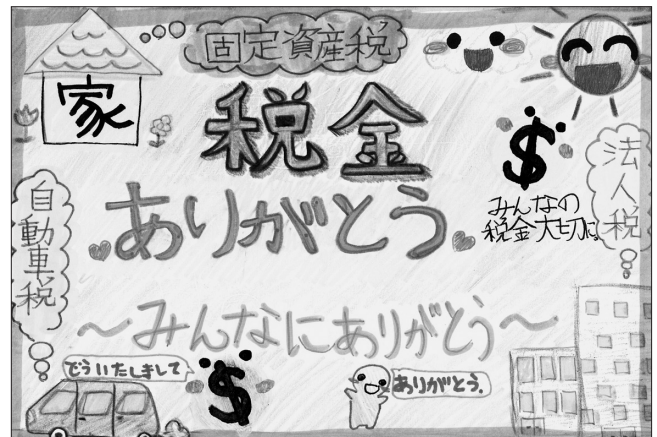
女性部会

このコンクールは、法人会の租税教育活動の一環として、高崎税務署管内の小学六年生を対象に行われ、応募総数 1,343 点の中から、30 点の作品が入賞しました。入賞作品は確定申告会場前に展示しましたが、応募いただいた作品は下記の場所で夏休み期間を利用し展示いたします。

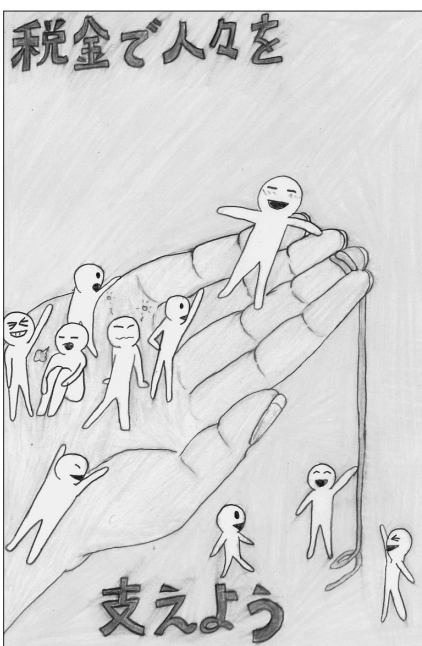
- ◆高崎市役所 ◆渋川市役所 ◆安中市文化センター
- (平成24年度卒業生の作品)



高崎市立上郊小学校6年 大田みほさん



高崎市立吉井小学校6年 湯浅玲奈さん



安中市立白井小学校6年
猿谷拓海さん



高崎市立南八幡小学校6年
石坂真由さん



高崎市立寺尾小学校6年
徳井莉子さん

女性部会

平成二十五年度 定時総会を開催 新部長に 宮田麻子さんを選任



新部長
宮田麻子さん

女性部会（鈴木ヒロミ部会長）は、六月二十日、マリエール高崎において、定時総会を開催しました。第一部の定時総会は、多数のご来賓と本会役員、部会員合わせ約九十名が出席して行われ、次の議案が原案通り承認可決されました。

○議案第一号 二十四年度収支決算承認の件

○議案第二号 任期満了に伴う役員改選の件

任期満了に伴う役員改選では、再任・新任を含め四十五名の理事と三名の監事の就任が承認可決され、部会長に宮田麻子さん（高崎）、副部長に岩井加代子さん（高崎）、鳥山サカ江さん（渋川）、武井恭子さん（安中）、塚越裕子さん（伊香保）福



田洋子さん（吉岡）が選任されました。

第二部は、群馬県立女子大学 教授 熊倉浩靖氏に『東国文化と高崎』と題し、ご講演をいただき、群馬の歴史を興味深く学びました。

第三部の交流会では、鈴木部会長の退任挨拶、退任正副部長への花束贈呈が行われました。その後、賑やかに交流会は進み、最後には、NHK被災地復興応援ソング「花は咲く」を参加者全員で合唱しお開きとなりました。

青年部会

平成二十五年度定時総会 新部長に川鍋太志氏を選任

青年部会（広瀬雅美部会長）は、六月十九日、高崎ビューホテルにおいて平成二十五年度定時総会を開催しました。

総会にご来賓と部会員他を含め、七十五名が出席し、次の議案が原案どおり承認可決されました。

○議案第一号 24年度収支決算承認の件

○議案第二号 任期満了に伴う役員改選の件

任期満了に伴う役員改選では、再任・新任を含め三十九名の理事と三名の監事の就任が承認可決され、部長に川鍋太志氏（高崎）、副部長に静朋人氏（安中）、関口朋克氏（高崎）、塚越正浩氏（伊香保）、清水公氏（榛東）の五名を選任しました。

総会講演会は、一般財団法人群馬経済研究所専務理事の朝倉雅彦氏をお招きし、「アベノミクスと群馬



新部長 川鍋太志氏



経済」の演題でご講演いただきました。

その後、交流会を行い、参加者相互の交流を深めました。

法人会会員企業にお勤めの皆様には、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。



がん保険なら



医療保険なら



■引受保険会社（お問い合わせ先）

Aflac アフラック
(アメリカンファミリー生命保険会社)

群馬支社
〒370-0841 高崎市栄町16-11 高崎イーストタワー13F
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

安中

「フェスタ『大江戸』
inあんなか」開催

(社)安中青年会議所主催「フェスタ『大江戸』inあんなか」が平成25年5月12日(日)に実施されました。毎年5月の第2日曜日に開催される安中市の代表行事である「安政遠足侍マラソン」と同時開催されるイベントで、安政遠足侍マラソンにランナーとして参加する方以外の市内外の方にも、安中市の魅力を感じていただけるものとなっています。

当日は安政遠足侍マラソンのスタートを見送った後に、武家長屋付近の道路が歩行者天国となり、地域を盛り上げる市内各種団体の縁日風の露店が出店し、わらじ飛ばし大会、安中からた大会、市内の保育園児たちの和太鼓演奏、JC戦隊江戸レンジャーショーなど、安政遠足侍マラソンと同時に開催ということもあり、



JC戦隊江戸レンジャーショー

和風の工夫を凝らした企画で地域を盛り上げました。夏を間近に感じる五月晴れの陽気の中、老若男女多くの人の笑顔があふれ、地域の活性化を感じ取ることができたイベントでした。みなさんも来年はぜひご家族ご友人お誘いあわせの上遊びにいらして、安中市の魅力を感じとっていただけたらと思います。

子持

黒井峯遺跡

渋川市北牧にある子持中学校のまわり一帯が黒井峯遺跡。

今は子持地区特産のこんにゃくを栽培する畑が広がっているのですが、昭和57年に榛名山が噴火し、吹き出された軽石にすっぽり埋まっていた1500年前の村が見つかり、日本中を驚かせた遺跡です。

厚く積もった軽石を取り除くと、竪穴式住居はもちろん、穴を掘りこまずに、壁をめぐらして屋根をかけた平地式の住居や倉庫、牛や馬を飼っていた家畜小屋も見つかりました。



黒井峯遺跡発掘・調査風景

のがぞくぞくと見つかりました。古墳時代の村が、ごく細かいところまで、それも立体的にわかってきたのです。まさに「日本のポンペイ」として全国の注目を浴びた黒井峯遺跡は、平成3年に国の史跡に指定されました。



経営計画をつくり「先を見せる」会社です

有限会社 **ハコダ先見経営**
MAKE HAPPY by SMILE OFFICE

群馬県高崎市新保町 163 番地
TEL.027-360-5888 FAX.027-360-5858

高 崎

会員企業紹介

三山鋼機 株式会社



代表取締役
金井 浩

一、所在地

高崎市大八木町九五一一二
Tel.027-361-1923

二、事業概要・会社PR

当社は昭和十一年に株式会社三山鉄工所として発足し、昭和十三年十一月三山鋼機株式会社と組織を改め、「信用とサービス」をモットーに、一般産業機械の設計及び製造を主に、時代のニーズに対応した分野で、自動化・省力化・ロボット化にシステムで貢献すべく、設計、機械加工、製缶加工を駆使して、その目的達成に努力しています。

業務内容①

圧力容器(タンク)、鉄骨構造物、配管、集塵ダクト、化学プラント機械(コンベア等)、食品プ

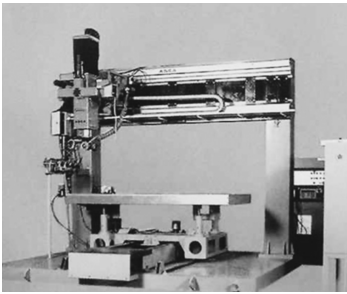


▲施工実績：歩道橋

ラント機械(コンベア、ポッパ)、一般産業用機械、建築設備の設計、製作、据付、修理に関する業務

業務内容②

橋梁(橋、歩道橋、水管橋等)、クレーン、水門、ゲート、ダクト等の製作、据付および処理場等の修理に関する業務



▲金型製作用ロボットシステム

伊香保

会員企業紹介

有限会社 ホテルきむら



代表取締役
木村幸久

一、所在地

渋川市伊香保町伊香保
五五七-三三二
Tel.0279-721-3333

二、事業概要・会社PR

明治四〇年石段街に「木村屋利平」として創業、昭和三九年に現在地に新築移転その後増改築を経て現在客室六四室、



収容三七〇名、名物の畳を敷き詰めた「畳風呂」、豊かな自然に恵まれた伊香保という土地柄ならではの新鮮な素材を使った料理が自慢の宿です。

三、経営理念

顧客満足を第一に「出逢いの宿」として人と人とのふれあいを大切に、お客様をおもてなしするよう日々社員教育に取り組む、再度御来館いただけるよう努力しております。

「生きる」を創る。

Aflac

募集代理店

(有)井田総合ビジネス

〒370-0069 群馬県高崎市飯塚町469-2
TEL027-361-8431 FAX027-361-8455

アフラック(アメリカンファミリー生命)
サービスショップ
高崎飯塚店
(P 駐車場完備)

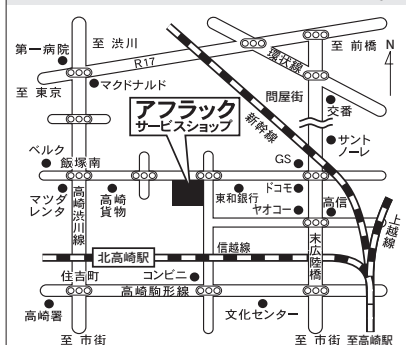
アフラック い〜な
☎0120-0269-17

ホームページから見積りできます。

http://www.idasogo.co.jp
master@idasogo.co.jp

●営業時間 9:00~18:00(日曜・祝日定休)●

ご来店・お電話お待ちしております。



新 町

会員企業紹介

有限会社ネッツ



代表取締役
箕輪 洋

一、所在地

高崎市新町一六五三一五
Tel.〇二七四―四二一〇七二九

二、事業概要・会社PR

平成九年七月七日、ポスター・チラシ・パンフレット・名刺など、一般印刷物のデザインを手掛ける企業として設立以来、おかげさまをもちまして、今年で創立一六周



年を迎えます。創業以来一六年間、私どもは常に「お客様に満足して頂ける仕事」を目指して参りました。そしてその信念はこれからも変わることなく持ち続けて参ります。

三、経営理念

お客様の様々なニーズにお応え出来るよう、一六年間の実績を生かし、スタッフ一同日々努力を重ねていく所存でございます。今後ともどうぞよろしく御願ひ申し上げます。

赤 城

会員企業紹介

有限会社マルフクスストア



代表取締役
長岡宗一

一、所在地

渋川市赤城町 三原田五八六一
Tel.〇二七九―五六―二四五―

二、事業概要

『大切な命をいただきたい。だから決して無駄にしたくない！豚さんの食べられる内臓は全ていただこう！』と養豚業を営んでいた祖父の意思を引き継いだ先代がマルフクスストアを開業し、同



時に自家製ホルモン製造と販売を開始しました。



現在は、三代目夫婦がさらに発展させ、こだわりの食材を扱うストアを営みながら、『丸福ホルモン』の製造・卸・販売を行っています。

三、経営理念・会社PR

『丸福ホルモン』には、他では決して見ることにできない、色々な内臓がミックスされて入っている、秘伝のタレで味付けしてあり、カットなど調理の他、袋詰めまで、手作業です。二つとして同じ商品ができない、奇跡のホルモン!?と呼ばれております。昨年、しぶかわ商工会が主催で行われた、ご当地B級グルメ決戦では、初代チャンピオンに輝きました。ぜひ、ご賞味あれ！



法人会のビジネスガード
Business Guard Series



会員企業をサポートする

AIUのリスクソリューション


企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

お問い合わせ先

AIU 損害保険株式会社 群馬支店

〒371-0805 群馬県 前橋市南町3-9-5 大同生命前橋ビル 6F
代表:027-223-5771 FAX:027-223-6094

①法人名 ②代表者・部会員名 ③所在地 ④業種

青年 ① (株)JTB関東 法人営業群馬支店 ② 横手 完 司 ③ 前橋市表町 ④ 旅行業	青年 ① (株)アイテック ② 北 形 信 也 ③ 高崎市上並榎町 ④ 電気設備・システムエンジニアリング・制御盤製作事業	高崎 ① 松本建設(株) ② 松 本 尉 ③ 高崎市南大類町 ④ 建設業	高崎 ① (株)オフィス・ジェイ・ブラッツ ② 神 保 武 ③ 高崎市栄町 ④ ソフトウェア業
	青年 ① (株)ヤマジス ② 崎 山 譲 治 ③ 高崎市片岡町 ④ 解体工事、機械据付業	女性 ① 黒澤眞里子代理店 ② 黒 澤 眞 里 子 ③ 高崎市筑縄町 ④ 保険代理店	高崎 ① 黒澤眞里子代理店 ② 黒 澤 眞 里 子 ③ 高崎市筑縄町 ④ 保険代理店
	問い合わせ先 一般社団法人 高崎法人会 事務局 〒370-0006 高崎市問屋町2-7-8 506号 電話 027-363-4526 FAX 027-363-4576		女性 ① (株)ラムール ② 田 村 貴 枝 ③ 高崎市緑町 ④ 保険代理店

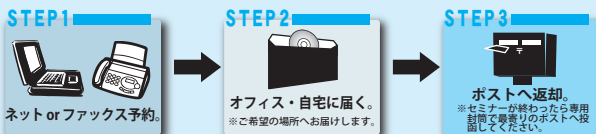
高崎税務署管内では、会員企業約5000社からなる『高崎法人会』が税務協力団体として、会員企業のため、地域社会のため、活動を行っております。
 企業の発展と、地域社会への貢献のため、法人会にご入会くださいますようお願い申し上げます。

セミナーDVD

法人会会員用 無料レンタルサービス

社内研修会などにご活用ください。

会員企業様に経営実務、社員研修、人事、労務などに役立つDVDを無料でレンタルします。
 他では借りられないDVDをぜひご活用ください。
 詳しくは高崎法人会HPをご覧ください。



お申込方法・お問合せ

高崎法人会ホームページより、専用ページへアクセス、もしくは事務局までお問い合わせください。
 HP: <http://www.takasaki-hojinkai.com/> TEL:027-363-4526

いつでも受講できます。

インターネットでセミナー受講

無料 セミナー オンデマンドサービス 150本以上!!

高崎法人会

検索

クリック!!



で
利
用
方
法

1. 当会HP上バナーより専用ページへ。
2. ログイン
初回、利用登録が必要です。
登録後、IDとパスワードが発行されます
3. 見たいセミナーをお選び下さい。

※非会員の方もご利用いただけますが、利用可能コンテンツに制限があります。



安心できると、
新しい未来が見えてくる。

企業保障約36万社

※平成23年度末。当社調べ。
 企業保障の件数は、個人保険・個人年金保険の法人契約者数。



大同生命 群馬支社/前橋市南町3-9-5 TEL 027-223-5260



1日3食、

でないといけないのか

医療ジャーナリスト 大谷 克 弥

ずっと

1日2食にしているが、
すくなく元気、との声も

近ごろの健康本を開くと、「1日3食しっかり食べて、生活習慣病を予防しよう」と、判で押したように書かれています。理屈の上では大いに理解できるのですが、年配者の中には、朝食がなくて食べられないという人もいれば、長年にわたり朝はコーヒー1杯と決めている人も多いようです。そこで今回は、本当に1日3食でないといけないのか、裏を返せば1日2食でも許容されるのか、について考えてみましょう。

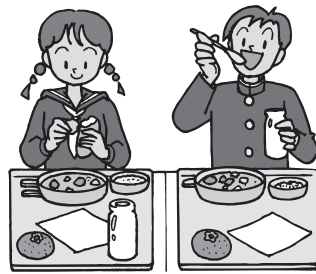
皆さん、「欠食」という言葉があるのをご存じでしょうか。元々は学校給食のな

かった時代に、貧しくて弁当を持って登校できない子供を「欠食児童」と呼んでいました。それから時代は大きく変わり、現代の「欠食」とは、朝食を摂らないことを指します。「欠食率」とはその比率のことです。

厚生省は5年に1度、各年代別の欠食率を調べていますが、今の日本で最も憂慮されているのは、若い世代が平然と朝食を抜くようになったことです。夜型社会になり、遠距離通学・通勤の問題もあります。大ざっぱに見ると20代は男女ともに3人に1人、30代は4人に1人が朝食を摂っていません。特に20代の独身男性は、7割近くが朝食を抜いています。

さらに深刻なのは、高校

生、中学生から小学生にも朝食抜きが増えていることです。ゲームやスマホに夢中になり、朝きちんと起きられないのです。中には母親が朝食を作ってくれないという家庭もあるようです。給食をお代わりすれば栄養は取れるはず、とうそぶくママさん族もいるそうですよ。



引き合いに出されるのは、
2食ト力食いの相撲社会

1日3食を推奨する栄養学者は、2食だとメタボの増加につながると警鐘を鳴らしています。引き合いに出されるのは、「2食族」の相撲社会です。力士は明け

方からの猛稽古で徹底的に腹を減らし、チャンコをたらふく食べて昼寝をし、体重を増やします。夕方も通常は稽古があるので、晩飯の量も半端ではありません。年齢的にも栄養分の吸収が極めて良いので、短期間で見違えるような体形になります。

この図式は一般社会にも適用されそうです。健康な若者が面倒だから朝食を抜くようになると、昼前からお腹がグーグー鳴って食欲が増し、結果的には沢山食べるほか、間食にも手を出すようになり、肥満体質になるといいう指摘です。このほか1日3食の効能説として、「栄養素を万遍なく補強できる」「体や脳に栄養が行き渡るのでイライラしなくなる」「食物繊維を多く摂るので、便秘になることが少ない」などがあります。

さて結論を言いますと、1日3食が是非とも必要なのは、成長過程にある子供や、さらに追加すれば日本の将来を担っている若い世

代で、年配者は、言葉は悪いのですが、付け足しのような存在です。長年の食生活から自分の健康状態は熟知しているはずですから、1日3食にこだわらず、マイペースで判断すべきと思います。1日1食で健康体の人もいっぱいいます。

参考までに年配者の欠食率は、50代が約14%とちよつと高いのですが、60代は約7%、70代は約5%で、全体としてはしっかりと食べている人の割合が多くなっています。食べていると答えた人の中には、それぞれコーヒー1杯の人も含まれているかも知れませんが、大した問題ではありません。



急ピッチで研究進む「人工光合成」 実用化に向け日本が大きくリード

産経新聞科学部記者 伊藤壽一郎

植物は太陽光と水、二酸化炭素を使って光合成を行い、でんぶんやブドウ糖などのエネルギー源を作り出します。この仕組みをまねて太陽光と水、二酸化炭素だけを原料に、多様な有機物を自由自在に作る夢の技術、「人工光合成」の研究が、わが国でめざましく進んでいます。水分解の鍵となる物質の構造解明や、人工光合成実験の成功など、世界初の業績が相次いで研究を大きくリード。新たな「日本のお家芸」になりそうです。

太陽光エネルギーは、地球に降り注ぐ1時間分だけでも人類が必要な1年分に相当します。表面の約7割が水で覆われている地球は「水の惑星」と呼ばれるほどです。二酸化炭素は地球を温暖化させてしまうほど増えています。つまり、これらは無尽蔵に存在しており、人工光合成は、ほぼ原料費をゼロにできること

植物は太陽光と水、二酸化炭素を使って光合成を行い、でんぶんやブドウ糖などのエネルギー源を作り出します。この仕組みをまねて太陽光と水、二酸化炭素だけを原料に、多様な有機物を自由自在に作る夢の技術、「人工光合成」の研究が、わが国でめざましく進んでいます。水分解の鍵となる物質の構造解明や、人工光合成実験の成功など、世界初の業績が相次いで研究を大きくリード。新たな「日本のお家芸」になりそうです。

ノーベル賞がきっかけ

研究機運を高めたのは、平成22年にノーベル化学賞を受賞した根岸英一・米ハデュー大特別教授です。受賞直後、「温暖化やエネルギー問題の解決に大きな可能性を秘めた分野だ」と文部科学省に掛け合い、国内主要研究機関が参加する「人工光合成プロジェクト」を立ち上げたことで、研究は一気に弾みがつきました。

それから間もない23年4月、大阪市立大の神谷信夫

教授が大成果を挙げました。植物の光合成はまず水を酸素と電子、水素イオンに分解しますが、そこで触媒として働くマンガンクラスタという物質の構造を、世界で初めて解明したのです。

光合成の秘密を解く鍵とされながら、マンガンクラスタの構造は長いこと謎とされてきました。けれど、神谷教授はX線照射をつかった解析で、ついに構造を突き止めました。

判明した構造と同様の物質を作れば、人工光合成の触媒として使えるはずです。この成果は世界中の研究者に大きな衝撃を与え、米国の権威ある科学誌サイエンスはこの年の「10大科学成果」の一つに選定。各国で触媒作製競争が始まりました。

植物を追い越せ!

さらに同じ年の9月、トヨタ自動車グループの豊田中央研究所が、世界で初めて人工光合成の実証実験に成功しました。実験室内で太陽光と二酸化炭素、水から、比較的単純な有機化合

物のギ酸を作り出したのです。

日本人研究者の勢いはまだ止まりません。豊田中央研の人工光合成は、太陽光エネルギーの変換効率が0.04%で、植物(0.2%)のわずか5分の1でした。けれど、その成功の約10カ月後、電機大手パナソニックの先端技術研究所が、早くも植物と同じ変換効率を達成してしまいました。研究チームは、「今後は植物に勝ちたい」とフアイトを燃やしています。

このような研究の急展開から、経済産業省も昨年11月、10年間で約150億円を投じる人工光合成プロジェクトを立ち上げました。28年度末に3%、33年度末に10%の変換効率達成を掲げ、もはや人工光合成の実用化は目前といった様相です。

ただ、実用化に必要なのは効率アップだけではありません。今後は、燃料電池のエネルギー源となるアルコールや水素、化学原料となるエチレンやオレフィンなど、需要の大きい物質を自由自在に作れるかどうか、大きな課題となるでしょう。

法人会の団体保険制度：取引信用保険

中小企業向け貸倒保証制度

ご加入のおすすめ

中小企業向け貸倒保証制度 ご採用のメリット

貸倒損失の平準化

貸倒リスクを一定額の保険料負担により保険に転嫁することで、費用を平準化することが可能となります。

与信管理の充実・向上

貴社の与信管理に保険会社の審査が加わり、取引先に対する与信管理の充実・向上が図れます。

法人会
会員企業専用プラン。
是非ご利用ください。



ご連絡先・お問い合わせ先

三井住友海上火災保険株式会社
群馬支店 高崎支社 (担当：吉田)
〒370-0045
高崎市東町80 群馬トヨタビル5F
TEL027-323-4332 FAX027-327-4046

「壁」が見えるか

㈱アルティスタ人材開発研究所代表 玄間千映子

「ぼくは天才ではありません。なぜかという自分、どうしてヒットを打てるかを説明できるからです」

様々な名言を飛ばしているイチローですが、その中でもこの言葉が、特に私の印象に残っています。

彼と市井の人々の違いをいえば、普通の人は結果を重視しますが、彼は結果も重視しますが、それよりも過程を常に意識していることではないでしょうか。

「結果よければ、全てよし」ではなく、「過程よければ、全てよし」という違いです。この違いは見えにくいのですが、結果的には、実はとっても大きな差となって生じてくるのです。

イチローと普通の人の違い

「あの時、こうすればよ

かった」とは、誰でも思います。ですが、その選択をその時にしても、その次の場面がどういう展開になっているか、また、その次はどうなっているかまでの想像はできるものではありません。それができたら未来が見える、ということになってしまいます。

似たような次の場面で、間違いなく最適な判断ができるようにするには、2度とはこない「あの時」に何が自分に足りなかったかについて目を向けることが必要です。「あの時、なぜその判断ができなかったか」と思うことが必要なのです。

何故できなかったかを自問自答すると、その答えは2つに辿り着きます。「努力が足りない」という答えと、「何を努力していいかわからない」というものです。努力が足りなかったと

いうのは、取り組む課題が何であるか明瞭に分かっていることですから、後は努力をすればよい。問題は、何を努力していいかわからないという場合です。取り組む課題が分からない場合には、物事に向き合う姿勢に問題があるようです。

問題にぶつかった時、最初に何を考えますか？

「手早く片付けよう」という気持ちで最初にやるうでしたら、取り組む角度を変えましょう。「そこから何を学ぶか」という風に、自ら問題をゲーム化するのです。すると、問題解決という結果は同じでも、自分の中に蓄積されるものが確実に変わります。

「手早く」と思うと、できるだけ自分の負荷を減らす方向に意識が向いてしまうのですが、「何を学ぶか」と思うと、問題に取り組むそのことが自分にとっての絶好のチャンスに見えてくるのです。もちろん、自分の中へ蓄積度の大きいのは後者です。

壁を直視する

こうした違いは、日常の中で問題の壁を直視するか、それとも見ぬふりしてかわしてしまうかから生じてきます。壁をみないクセは、いつの間にか、壁の見えない自分を作ってしまうのです。

まずは、問題の「壁」を直視するクセをつけましょう。越えねばならずと直視ができる、人間とは不思議なもので何に取り組むべきかの答えも、自ずと持ててしまうのです。その答えが、たとえば日常の生活スタイルの見直しという類でもかまいません。

それを片付ければ、次に壁に向かった時にはそれは片付いていることになりま。一つ一つ積み重ねていくと、イチローのように「説明できる」ようになるのです。

努力とは、越えねばならぬと思いつけるところから生まれてくるのだということ念頭に、新年度のスタートを切りましょう。

法人会会員企業にお勤めの皆様には、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。



がん保険なら



医療保険なら



■引受保険会社(お問い合わせ先)

Aflac アフラック
(アメリカンファミリー生命保険会社)

群馬支社
〒370-0841 高崎市栄町16-11 高崎イーストタワー13F
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

税理士会

『租税教室』

関東信越税理士会
高崎支部税理士 木村 めぐみ

「税金払いたくない人
〜?」はーい!」

毎年小学校で開催される
租税教室では、6年生の元
気な声が響きます。

関東信越税理士会高崎支
部は新しい試みとして、広
報部の中に租税教育担当を
新設致しました。租税教育の
普及に税理士会全体で積極
的に取組んでいこうという
ものです。この度、租税教育
担当となりました高崎支部
の木村めぐみです。どうぞ
よろしくお願い致します。

租税教育事業への取組

子供達に税の仕組みを教
える「租税室」。高崎税務署
管内の平成24年度実績で
は、小学校39校、中学校5
校、高校3校、受講者3,1
33人と規模もかなり大き
くなってきました。25年度

の開催校は更に増加する予
定です。高崎支部でも講師
の派遣を毎年行ってきました
が、部としての活動は初
めての試みです。

税理士会が主体的にこの
活動を行っていく為に

- ① 研修会の充実と年間スケ
ジュールを作成し計画的
に取組んでいくこと
- ② 税理士会としての方針、
目的を明確にさせること
以上2点を実現させたいと
考えております。

① について

租税教室の講師は公募に
よって決まり、研修会を経
て本番、というのが今まで
の流れです。ところが、「み
なさん、どんな風に教えて
いるの?」「子供たちの反応
は?」などといったギモン
をお持ちの講師経験者も意
外に多く、これらのギモン

にお応えすべく、模擬授業
研修会を行う予定です。45
分授業の全体の流れを体感
することで参考になること
も多いのではないでしょう
か。

また、租税教室は年末か
ら2月にかけて行われる
ケースが多いのが現状で
す。私たちの繁忙期とも重
なるこのシーズン。開催時
期の見直しも視野に入れた
いと思っております。

② について

税理士は当然のことなが
ら、学校の先生ではありま
せん。しかしながら未来の
日本を担う子供達に教える
のですから、指導要領やカ
リキュラムを統一させ、誰
が行っても同じ内容である
ことが望ましいと思いま
す。そのためには、研修会を
充実させること、マニュアル

ルを作成すること、学校側
との打ち合わせ内容を統一
させること、などを整備し
ていきたいと思えます。学
校教育における租税教育の
位置付けを明確にし、他の
科目とうまく繋げ子供達の
理解を深めていける様に学
校側とも連携していきたい
と考えております。

終わりに

我が子も今年ピカピカの
小学一年生。子供達の素直
な反応が本当に楽しい租税
教室です。ちよつぱり緊張
もしますが、やる気さえあ
れば講師は誰にでもでき
るはずです。是非、みんなで盛
り上げて楽しい租税教室を
開催していきましょう。



税理士はあなたと企業のパートナー

事業発展のお手伝いをします。
地域社会に貢献します。 秘密を守ります。



関東信越税理士会高崎支部

シリーズ **経営**

話

平成25年度
税制改正(法人課税)の要点

関東信越税理士会 高崎支部 税理士 柴田 敏

はじめに

平成25年度の税制改正
は、日本経済の消費需要の
回復を通して経済成長を達
成する為に、法人税では減
税中心の税制改正が行われ
ました。また、相続税にお
いては、相続税等による資
産の再配分機能が低下して
いる状況を受けて、課税
ベースの拡大等の見直しが行
われております。

中小企業における
交際費の損金不算入の撤廃

中小企業における交際費
については、これまで60
0万円を上限に、そのうち
の90%を損金算入できる仕
組みとなっていました。

しかし、平成25年4月1
日から平成26年3月31日ま
での間に開始する各事業年
度においては、定額控除限
度額が600万円から、改
正後には800万円に引き
上げられると共に、定額控
除限度額までの損金不算
入措置を廃止することとな
り、中小企業の支出交際費

は、年間800万円まで法人
税がかからなくなりました。

所得拡大促進税制の創設

青色申告書を提出する法
人が、国内における従業員
に給与等を支給する場合に、
給与等の支給額を一定以上
増加させた場合、その増加
額の10%を税額控除できる
こととなりました。この給
与を増加させた場合の減税
制度は、平成25年4月1日
から平成28年3月31日まで
の間に開始する各事業年度
に適用され、雇用促進税制
等との選択適用となります。

要件としては、給与等支給
総額が基準事業年度(平成
25年4月1日以後開始する
各事業年度のうち最も古い
事業年度の直前の事業年
度)より5%以上増加し、
その上で、給与等支給総額
及び平均給与等支給額が前
事業年度を下回らないこと
となっており、減税額とし
ては、当期法人税額の20%
(中小企業者等以外は10%)
を限度として、給与等支給
増加額の10%を税額控除で

きることとなりました。

設備投資促進税制の創設

青色申告書を提出する法
人が国内事業用生産等設備
の投資額を前年度に比べて
10%超増加させ、その投資
額が当期の償却額を超える
場合に、その生産等設備の
うち機械措置について、取
得価格の30%の特別償却が
当期法人税額の20%を限度
として取得価格の3%の税
額控除のいずれかを選択適
用できることとなりました。

なお、この適用は、平成25年
4月1日から平成27年3月
31日までの間に開始する事
業年度において取得等した
事業用生産等設備に適用さ
れることとなっております。

中小企業者等が支出した
試験研究費について12%の
税額控除等を行う制度につ
いて、2年間の時限措置とし
て、平成25年4月1日から

中小企業
技術基盤強化税制の
税額控除額の拡大

平成27年3月31日までの間
に開始する各事業年度にお
いては、控除税額の上限が当
期の法人税額の20%から
30%に引き上げられました。

事業承継税制の要件緩和

非上場株式等に係る相続
税・贈与税の納税猶予制度
について、従前は、後継者
先代経営者の親族に限定し、
相続・贈与時の雇用の8割
以上を「認定有効期間5年
間毎年」維持した上で、先
代経営者は、贈与時に役員
を退任する必要があるまし
たが、平成27年1月1日以
後の相続・遺贈または贈与
からは、親族以外を後継者
とすることも可能となり、
相続・贈与時の雇用の8割
以上を「認定有効期間5年
間平均」確保した上で、先代
経営者は代表を退任するだ
けで、役員として残留する
ことも可能となり、使い勝
手が大幅に改善されました。

以上、今回は、平成25年
度税制改正のうち、企業に
関係する改正の要点を取り
上げさせて頂きました。

祖父母などから教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度のあらまし

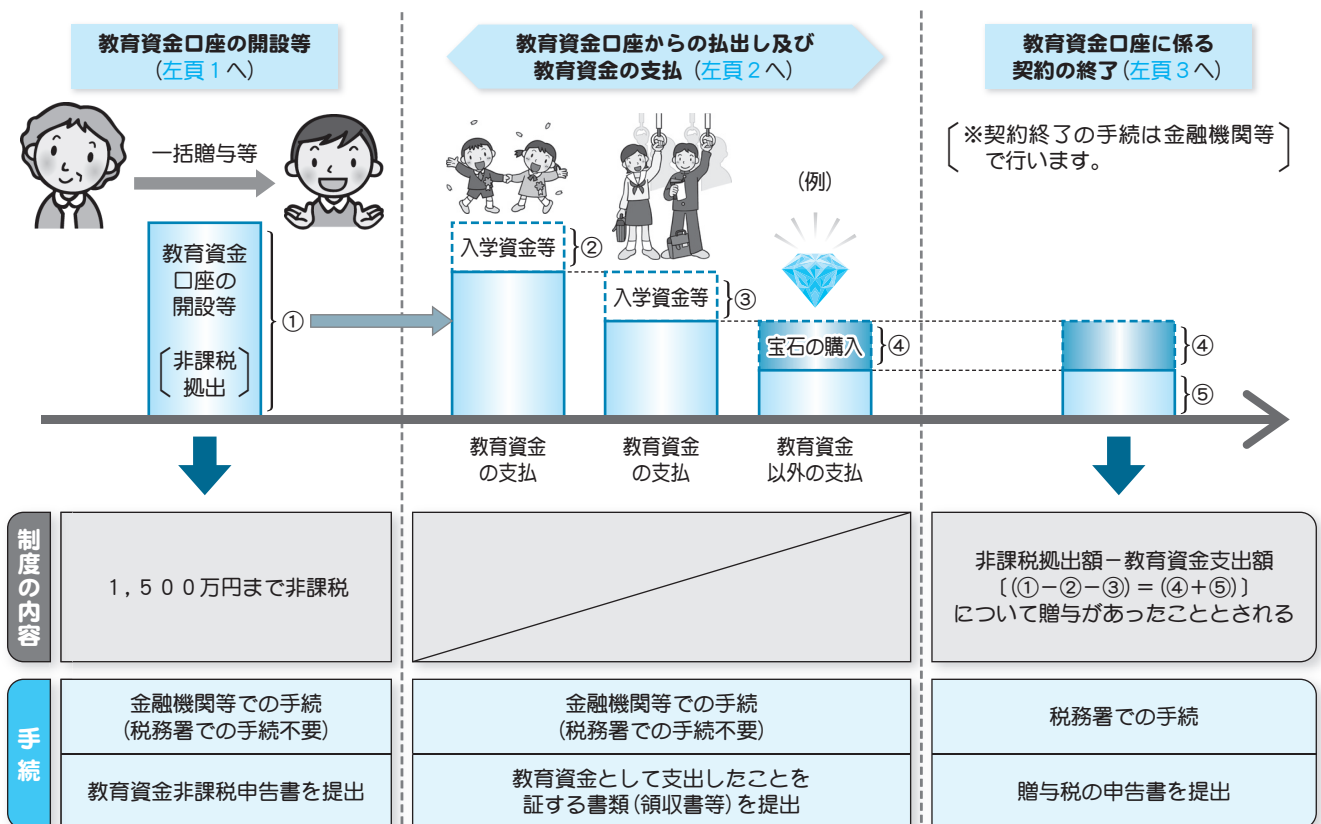
制度の概要

平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に、個人（30歳未満の方に限ります。以下「受贈者」といいます。）が、教育資金に充てるため、金融機関等との一定の契約に基づき、受贈者の直系尊属（祖父母など）から①信託受益権を付与された場合、②書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入をした場合又は③書面による贈与により取得した金銭等で証券会社等で有価証券を購入した場合（以下、これら①～③の場合を「教育資金口座の開設等」といいます。）には、これらの信託受益権又は金銭等の価額のうち1,500万円までの金額に相当する部分の価額については、金融機関等の営業所等を経由して教育資金非課税申告書を提出することにより贈与税が非課税となります。

その後、受贈者が30歳に達するなどにより、教育資金口座に係る契約が終了した場合には、非課税抛出资额^{※1}から教育資金支出額^{※2}（学校等以外に支払う金銭については、500万円を限度とします。）を控除した残額があるときは、その残額がその契約が終了した日の属する年に贈与があったこととされます。

※1「非課税抛出资额」とは、教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書にこの制度の適用を受けるものとして記載された金額を合計した金額（1,500万円を限度とします。）をいいます。

※2「教育資金支出額」とは、金融機関等の営業所等において、教育資金として支払われた事実が領収書等により確認され、かつ、記録された金額を合計した金額をいいます。



○ 国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】において、贈与税に関する情報を掲載しておりますので、ぜひご利用ください。なお、お分かりにならないことがありましたら、税務署にお尋ねください。

※ 税務署での面接による個別相談(関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談等)を希望される方は、待ち時間なく相談に対応できるよう、あらかじめ電話により面接日時を予約(事前予約制)していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

1. 教育資金口座の開設等

この非課税制度の適用を受けるためには、教育資金口座の開設等を行った上で、**教育資金非課税申告書**をその口座の開設等を行った**金融機関等の営業所等を経由**して、信託や預入などをする日(通常は教育資金口座の開設等の日となります。)までに、受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません(教育資金非課税申告書は、金融機関等の営業所等が受理した日に税務署長に提出されたものとみなされます。)

なお、教育資金非課税申告書は、原則として、受贈者が既に教育資金非課税申告書を提出している場合には提出することができません。

※金融機関等とは、信託会社(信託銀行)、銀行等、証券会社をいいます。教育資金口座の取扱いの有無については、各金融機関等の営業所等にお尋ねください。

2. 教育資金口座からの払出し及び教育資金の支払

教育資金口座からの払出し及び教育資金の支払を行った場合には、その支払に充てた金銭に係る領収書など**その支払の事実を証する書類等を、次の(1)又は(2)の提出期限までに教育資金口座の開設等をした金融機関等の営業所等に提出**する必要があります。

- (1) 教育資金を支払った後にその実際に支払った金額を教育資金口座から払い出す方法を教育資金口座の払出方法として選択した場合
領収書等に記載された支払年月日から1年を経過する日
- (2) (1)以外の方法を教育資金口座の払出方法として選択した場合
領収書等に記載された支払年月日の属する年の翌年3月15日

※ 上記(1)又は(2)の教育資金口座の払出方法の選択は、受贈者が教育資金口座の開設等の時に行います。詳しくは各金融機関等の営業所等にお尋ねください。

※ 上記(2)を選択した場合には、その年中に払い出した金額の合計額が教育資金支出額(表面※2参照)の限度となります。

3. 教育資金口座に係る契約の終了

教育資金口座に係る契約は、次の(1)~(3)の事由に該当したときに終了します。

- (1) 受贈者が30歳に達したこと
- (2) 受贈者が死亡したこと
- (3) 口座等の残高がゼロになり、かつ、教育資金口座に係る契約を終了させる合意があったこと



上記(1)又は(3)の事由に該当したことにより、教育資金口座に係る契約が終了した場合に、非課税拠出額から教育資金支出額(学校等以外に支払う金銭については、500万円を限度とします。)を控除した残額があるときは、その残額が受贈者の上記(1)又は(3)の事由に該当した日の属する年の**贈与税の課税価格に算入されます**((2)の事由に該当して教育資金口座に係る契約が終了した場合には、贈与税の課税価格に算入されるものではありません。)。したがって、その年の贈与税の課税価格の合計額が基礎控除額を超えるなどの場合には贈与税の申告期限までに贈与税の申告を行う必要があります。

教育資金とは? (領収書等の提出が必要となりますのでご注意ください(上記2参照。))

- (1) **学校等に対して直接支払われる** 次のような金銭をいいます。
 - ① 入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費又は入学(園)試験の検定料など
 - ② 学用品の購入費や修学旅行費や学校給食費など学校等における教育に伴って必要な費用など
 (注) 「学校等」とは、学校教育法で定められた幼稚園、小・中学校、高等学校、大学(院)、専修学校、各種学校、一定の外国の教育施設、認定こども園又は保育所等をいいます。
- (2) **学校等以外に対して直接支払われる** 次のような金銭で社会通念上相当と認められるものをいいます。
 - <イ 役務提供又は指導を行う者(学習塾や水泳教室など)に直接支払われるもの>
 - ③ 教育(学習塾、そろばんなど)に関する役務の提供の対価や施設の使用料など
 - ④ スポーツ(水泳、野球など)又は文化芸術に関する活動(ピアノ、絵画など)その他教養の向上のための活動に係る指導への対価など
 - ⑤ ③の役務の提供又は④の指導で使用する物品の購入に要する金銭
 - <ロ イ以外(物品の販売店など)に支払われるもの>
 - ⑥ ②に充てるための金銭であって、学校等が必要と認めたもの

※ **教育資金**及び学校等の範囲については、[文部科学省高等教育局学生・留学生課法規係](http://www.mext.go.jp)へお尋ねください。なお、文部科学省ホームページ【www.mext.go.jp】にも教育資金及び学校等の範囲に関する情報が掲載されています。

中高生の「税の作文」を募集

税務署では、毎年、中高生の皆さんから「税についての作文」を募集しています。

これは、将来を担う中高生の皆さんが、税に関するテーマとして作文を書くことを通じて、税について関心を持っていただき、また、税について正しい理解を深めていただくことを目的としているものです。

本年度も、中高生の皆さんからのご応募をお待ちしています。

募 集 要 項

◎中学生の「税についての作文」

- 応募資格 中学生
- テ ー マ 税に関すること(内容が税に関するものであれば何でも構いません。)
(例)○税のしくみや使われ方について家庭などで見聞きしたこと
○税の申告や納付に関して思ったこと
○学校などで税について学んだときに感じたこと など
※応募作品は本人が創作したもので未発表のものに限ります。
- 応募点数 1人1編
- 文 字 数 1,200字以内 題名含む(400字詰め原稿用紙3枚)
- 締 切 り 平成25年9月5日(木)
- 応募用紙 各々の学校に配布してある応募用紙を使用してください。
なお、応募用紙(作品)に氏名、学校名、学年等の所定の事項について記入してください。
- 提 出 先 各地区の納税貯蓄組合連合会(各々の学校を経由して提出してください。)
- 表 彰 優秀作品には賞状と記念品を贈呈します。
- 発 表 優秀作品は、全国納税貯蓄組合連合会ホームページ、国税庁ホームページ及び税のしるべなどで紹介します。

◎税に関する高校生の作文

- 応募資格 高校生
- テ ー マ 税に関すること(税に関して自分で思ったこと、考えたこと、体験したことなど何でも結構です。)
(例)○税について学習したことに関する意見や感想
○税務署や公共施設などを見学したことがあれば、その体験や印象(例示にとらわれる必要はありません)
※応募作品は本人が創作したもので未発表のものに限ります。
- 応募点数 1人1編
- 文 字 数 800字以上1,200字以内
- 締 切 り 平成25年9月6日(金)必着
- 応募用紙 各々の学校に配布してある応募用紙を使用してください。
なお、応募用紙(作品)に氏名、学校名、学年等の所定の事項について記入してください。
- 提 出 先 高崎税務署(各々の学校を経由して提出してください。)
- 表 彰 優秀作品には賞状と記念品を贈呈します。
- 発 表 優秀作品は、国税庁ホームページや国税庁・国税局・税務署が作成する広報誌等に掲載するほか、各種の広報誌等に掲載し広く発表します。

表紙説明

ふれあい写真コンテスト入賞作品 『多異なるふれあい』

撮影者：小林恒男さん（沼田市）

渋川市で行われる「渋川へそ祭り」の様子を撮影した1枚。平成24年度「ふれあい写真コンテスト」にて入賞された小林恒男さんの作品。

【渋川へそ祭り】

毎年7月の恒例事業で、渋川市ならではのユニークな祭り。

毎年第4金曜日、土曜日の2日間にわたり中心市街地内において開催しています。

- お問合先：渋川商工会議所
へそ祭り実行委員会
- 所在地：渋川市渋川2536-2
- 電話：0279-25-1311
- URL：http://www6.wind.ne.jp/hesocci/

法人会 消費税期限内納付 推進運動

高崎税務署管内3市2町村・高崎法人会16地区会



法人だより第149号

平成25年7月10日発行（年4回4・7・10・1月10日発行）
 〈発行所〉一般社団法人 高崎法人会
 〒370-0006
 高崎市問屋町2-7-8 高崎商工会議所ビル506号
 TEL 027(363)4526 FAX027(363)4576
 E-mail:office@takasaki-hojinkai.com
 U R L :http://www.takasaki-hojinkai.com/
 〈企画・編集〉広報委員会：委員長 嶋方 徳郎
 〈編集・印刷〉荒瀬印刷株式会社

法人会会員証シール 研修会出席証シール のご案内

会員証

（ブルー）

**決算説明会
出席証**

（オレンジ）

**研修会
出席証**

（イエロー）

高崎法人会は税務署の協力団体として、適正な申告・納税に向け、各種活動を行っております。

このシールは、法人会の会員の証明及び、会員企業が税務説明会・研修事業に出席した証明となるものです。

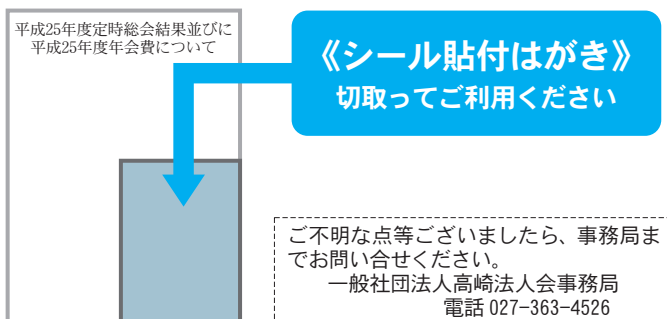
このことにより、会員企業の地位向上を目指します。

《書類を提出し申告される皆様へ》

- ◆会員証シール（大）
 - ◆法人会会員証シール（小）
 - ◆研修会出席証シール（小）
- 左下の小さなシールは「法人税確定申告書」（別表1）の青い用紙1枚目に貼付してご利用ください。
 ※研修会出席証シールには「決算説明会出席証」と「研修会出席証」があります。

《イタックスで申告される皆様へ》 「シール貼付はがき」について

税務署提出用の各種シール貼付はがきを、今号に同封させていただきましたので、ご利用いただければ幸いです。



ホームページリンク企業募集中！

会員企業の皆様の ホームページを 法人会のホームページに リンクさせていただきます。

リンクご希望の方は、必要事項をお書きの上、次のメールアドレスにお申込ください。

office@takasaki-hojinkai.com
 件名：リンク希望

- | | | |
|------|------|----------------|
| 必要事項 | ①法人名 | ②法人名ふりがな |
| | ③所在地 | ④電話番号 |
| | ⑤URL | ⑥PR文章（200文字以内） |